

浜 健 介 第 418 号
令和 6 年 10 月 10 日

市内介護サービス事業所 管理者 様

浜松市介護保険課長 谷口 弘記

浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金
食費に係る補助事業の申請について（通知）

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年6月6日付け浜健介第105号にて通知した、浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱に基づき、市内で介護施設等を運営している法人を対象として食費に係る補助事業を実施します。

つきましては、下記の申請方法により浜松市介護保険課までご申請ください。

記

1 補助制度の概要

特定入所者介護（予防）サービス費の対象となる特定入所者が利用する介護老人福祉施設等^{*}を市内で運営する事業者に対して、特定入所者にかかる食費の高騰分として、対象者の人数及び利用日数に応じて算出した額の1/2を補助金として交付します。

事業内容の詳細については、下記リンク先に掲載しています。申請に当たっては、下記リンク先に掲載されている要綱及び参考資料等を必ず確認してください。

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設

【浜松市公式ホームページ】

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/news/r6syokuhi.html>

2 提出先

浜松市役所 健康福祉部介護保険課 給付グループ

担当：介護保険課 給付グループ TEL 053-457-2862 E-mail :kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(再通知) 別紙修正

浜 健 介 第 105 号
令 和 6 年 6 月 6 日

市内介護サービス事業所 管理者 様

浜松市介護保険課長 谷口 弘記

浜松市介護老人福祉施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱の一部改正 及び食費に係る補助事業の実施について (通知)

日ごろ、本市の介護保険行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、長引く原油価格・物価高騰等の影響を受けながら事業を実施している介護サービス事業者の負担を軽減することを目的に、令和5年7月から浜松市介護施設等物価高騰対策助成事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という）に基づき、市内で介護施設等を運営している法人を対象として電気・ガス料金及び食費に係る補助事業を実施してきたところです。

この度、食料品価格の高騰が長期化していることを踏まえ、要綱を一部改正し、下記のとおり食費に係る補助事業を実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 補助制度の概要

特定入所者介護（予防）サービス費の対象となる特定入所者が利用する介護老人福祉施設等[※]を市内で運営する事業者に対して、特定入所者にかかる食費の高騰分として、対象者の人数及び利用日数に応じて算出した額の1/2を補助金として交付します。

事業内容の詳細については、下記リンク先に掲載しています。申請に当たっては、下記リンク先に掲載されている要綱及び参考資料等を必ず確認してください。

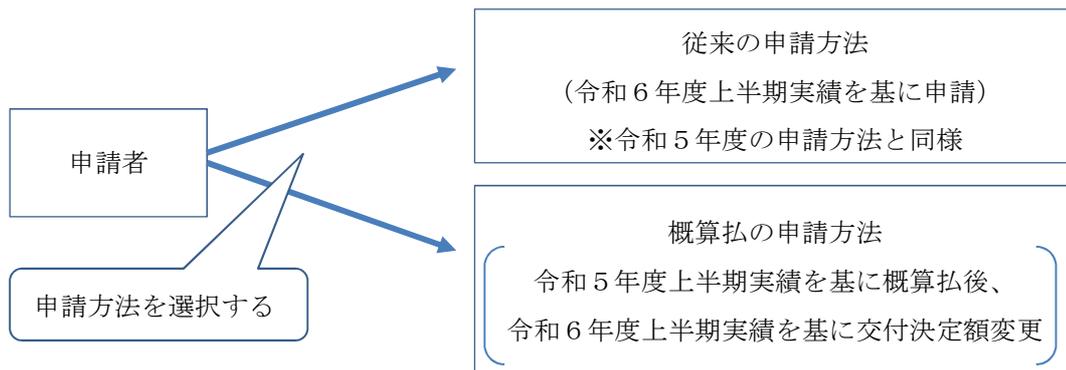
※介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び地域密着型介護老人福祉施設

【浜松市公式ホームページ】

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/caresp/news/r6syokuhi.html>

2 助成方法の選択について

今年度は従来の申請方法とは別に「概算払」の申請方法が可能となりました。



3 概算払の申請方法を選択する場合

- (1) スケジュールは「別紙：スケジュール」を御覧ください。
- (2) 申請方法は次ページの「別紙：概算払の申請方法手続きの御案内」を御覧ください。

4 従来の申請方法を選択する場合

- (1) スケジュールは「別紙：スケジュール」を御覧ください。
- (2) 申請方法は「別紙：従来の申請方法手続きの御案内」を御覧ください。

5 留意事項

- ・この補助金の交付を受けるに当たっては、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管する必要があります。
- ・令和6年度中に事業所を休廃止する場合、当該事業所に係る補助金は全額返還が必要になります。令和6年度中に休廃止を検討している事業所がある場合、当該事業所分については申請しないよう、御注意ください。
- ・静岡県が実施する「介護サービス事業所等物価高騰対策支援金」の支給を受ける場合でも、この補助金の交付を受けることが可能です。

担当：介護保険課 給付グループ TEL 053-457-2862 E-mail :kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

申請時期は【令和6年10月11日（金）から令和6年11月8日（金）】です。

①補助金活用希望調査

交付申請に先立って、補助金の活用希望調査を実施します。なお、補助金の活用を希望しない場合は提出不要です。

【提出書類】

- ・補助金活用希望調査票

【提出先及び提出方法】

提出先：介護保険課給付グループ

提出方法：E-mail 又は FAX で提出。E-mail の場合は件名を「食費補助金活用希望調査（法人名）」としてください。

E-mail：kaigo@city.hamamatsu.shizuoka.jp FAX：053-450-0084

【提出期限】

令和6年11月1日（金）

②口座情報等の登録

補助金の交付を受けることとなる口座番号等の情報の登録をお願いします。なお、補助金の活用を希望しない場合は登録不要です。

【提出方法】

口座情報等は、下記入力フォームから登録してください。

<https://logoform.jp/form/Savd/448293>

※「口座番号」や「受取人名義」等の入力に誤りがあると円滑な振り込みが困難になりますので、入力誤りが起こらないよう御留意ください。

【提出期限】

令和6年11月1日（金）

次ページへ続きます

③交付申請

①及び②の提出が終わり次第、交付要綱に基づく交付申請をしてください。

【提出書類】

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 申請額算出内訳書（第2号様式）
- ・ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（給与所得者を雇用する法人のみ）
- ・ 申請書類チェックリスト

【申請受付期間】

令和6年10月11日（金）から令和6年11月8日（金）12時必着

【提出先及び提出方法】

提出先： 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 介護保険課 給付グループ宛て

提出方法：窓口提出又は郵送（署名又は記名押印が必要な書類があるため、メールでの提出は一切受け付けません。）

④請求及び実績報告

③の提出書類とあわせて提出してください。

【提出書類】

- ・ 補助金交付請求書（第10号様式）
- ・ 実績報告書（第8号様式）
- ・ 事業実施報告書（第3号様式）

【申請受付期間】

令和6年10月11日（金）から令和6年11月8日（金）12時必着

【提出先及び提出方法】

提出先： 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 介護保険課 給付グループ宛て

提出方法：窓口提出又は郵送（③の提出書類とあわせて提出してください。）

別紙：スケジュール

【概算払の申請方法手続きの場合】

	月日	内容
概算払手続き	令和6年6月上旬～6月下旬	交付申請（事業者→市）
	令和6年6月下旬～7月中旬	審査 交付決定（市→事業者） 支払開始
	令和6年7月下旬	支払完了予定（概算払）※1
交付決定額の変更手続き	令和6年10月中旬～11月上旬	変更承認申請（事業者→市）
	令和6年11月～12月	審査
	令和6年12月下旬～令和7年1月	交付決定 支払開始 支払完了予定※2

※1 対象者ごとに、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に要綱の別表に定める対象日の延べ日数を合計した日数に、要綱の別表に定める基準単価及び補助率を乗じて得た額を合計して得た額の 1/2 を交付する。

※2 令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間に要綱の別表に定める対象日の延べ日数を合計し2を乗じた日数に、要綱の別表に定める基準単価及び補助率を乗じて得た額を合計して得た額を請求し、※2で請求した額から※1で交付した額を減じた額を交付する。

【従来の申請方法手続きの場合】

月日	内容
令和6年10月中旬～11月上旬	交付申請（事業者→市）
令和6年11月～12月	審査
令和6年12月下旬～令和7年1月	交付決定 支払開始 支払完了予定※1

※1 令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間に要綱の別表に定める対象日の延べ日数を合計し2を乗じた日数に、要綱の別表に定める基準単価及び補助率を乗じて得た額を合計して得た額を交付する。